

法曹養成制度改革推進会議決定（案）の「今後の法曹人口の在り方」に関する会長声明

2015年（平成27年）6月24日

兵庫県弁護士会
会長 幸 寺 覚

（声明の趣旨）

当会は、内閣官房法曹養成制度改革推進室が本年6月11日に法曹養成制度改革顧問会議に対し、当面の司法試験合格者数を「1,500人程度」として必要な取り組みを進めることを内容に含む「法曹養成制度改革推進会議決定（案）」（以下「本決定案」という。）を提出したことを受け、本決定案の内容では不十分であり、速やかに司法試験合格者数を1,000人程度に減員するとの方針を打ち出すよう要請する。

（声明の理由）

当会は、平成22年3月23日、司法改革に伴う法曹人口の急速且つ大幅な増員政策により弊害（司法試験合格段階及び司法修習終了段階における合格者及び修習生の基礎的能力の最低水準の低下、弁護士としての就職難による新規登録後のOJTの機会不足等）が現実が発生していること、これらの弊害が市民に対し直接的な被害をもたらすこと及びそもそも増員政策の根拠とされた法曹人口の国際比較には十分な合理性はなく、法曹需要の増加予測についても現実性を欠くものであること等を指摘したうえで、「司法試験合格者を段階的に年間1,000人程度とするよう求める」旨を決議した。

ところが、その後も司法試験合格者数は、平成22年は2,074人、平成23年は2,063人、平成24年は2,102人、平成25年は2,049人、平成26年は1,810人と推移した。その間、過剰な法曹、特に弁護士数の急増により、当会が指摘した上記弊害は、改善されず、それどころか上記弊害以外に、請求による弁護士登録抹消者の増加、そして何よりも法曹志願者の激減等の問題が新たに生じており、弁護士の供給過剰に伴う歪みは深刻化する一方である。

この点、本決定案が、司法試験合格者数について1,500人程度という数字を出したうえで、この数字は「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」としたことは一定の評価をすることができる。

しかしながら、本決定案には「直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取り組みを進め」として、1,500人程度を上回る規模の司法試験合格者数を視野に入れているかのような記述が含まれており、現状に対する危機感が欠如していると言わざるを得ない。

日本弁護士連合会の試算では、司法試験合格者数1,500人とした場合、弁護士数は平成60年（2048年）に62,705人に達した後、平成69年（2057年）に57,098人で均衡するとされているが、現在の36,000人強の弁護士数でも過剰であることからすると年間司法試験合格者数1,500人が続けば弁護士の供給過剰による社会的弊害を取り除くことはできない。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現（弁護士法第1条）を使命とし、国民の生命・身体及び財産を擁護する公共的職責を担っており、経済社会一般の自由競争には馴染まない面が大きい。市場原理に基づく自由競争は一定程度容認されるとしても、これによって弁護士が淘汰に晒され、もっぱら経済的合理性に基づいて行動するようになっては、弁護士の職務の独立性を維持することが困難となり、弁護士の質の低下をもたらす。弁護士の質は、市民の人権問題に直結し、弁護士業務の過誤等により一旦市民の人権が侵害されれば、事後的回復は極めて困難な事態となる。

よって、当会は、速やかに司法試験合格者数を1,000人程度に減員するとの方針を打ち出すよう要請するものである。

以上